

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料の情報を次のとおり公表します。

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の実績により、賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

【田(水稲)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	16,700	40,000	5,000	51	
	上場地域 (横別府・城内)	5,000	8,200	3,000	4	
佐多地区	上場地域 (馬籠)	5,400	5,400	5,400	1	
	辺塚地域	17,600	17,600	17,600	1	
	郡・竹之浦地域	19,900	35,000	5,400	3	

【畑(普通畑)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	14,400	25,000	5,000	27	
	上場地域 (城内・横別府)	6,200	8,300	1,500	30	
佐多地区	下場地域 (伊座敷)	5,800	6,000	4,000	14	
	上場地域 (馬籠・川田代・入丸地域)	5,800	11,600	5,500	17	
	郡・竹之浦地域	7,400	14,000	2,500	3	

※下段の()内は、前年実績

- 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借(有償)における賃借料データを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。
- 賃借料を物納支給(米)としている場合は、金額換算をしています。
- 耕作される作物(施設園芸・茶等)によっては、賃借料(平均額・最高額)に変動が生じることがあります。
- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※ 賃貸借の実績のなかった地域は掲載しておりません。